慶弔見舞規程

制定 平成30年 5月18日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会(以下、本協会という)正会員ならび にその家族の慶弔、傷病、災害等の見舞金の支給について定める。

(支給事項の範囲)

- 第2条 慶弔費及び見舞金を支給する場合は以下の各号の通りとする。
 - 1. 本人の結婚 (結婚祝金)
 - 2. 本人または配偶者の出産(出産祝金)
 - 3. 本人が入院したとき(私傷病見舞金)
 - 4. 本人や家族の死亡(死亡弔慰金)
 - 5. 本人の住居が被災したとき(被災見舞金)
 - 6. その他必要と認められたとき

(申出)

第3条 正会員またはその関係者が、本規程の定めるところにより慶弔、災害、傷病等の見舞金 を受けようとするときは、協会事務局へ申し出なければならない。

(受給資格)

第4条 この規程の適用は、満6ヶ月以上本協会に在籍する正会員に限るものとする。

(結婚祝金)

第5条 正会員が結婚したときは、次のとおり祝金を支給する。

結婚祝金 10,000 円

(出産祝金)

第6条 正会員またはその配偶者が出産したときは、次のとおり祝金を支給する。

出産祝金 10,000 円

(私傷病見舞金)

第7条 正会員が本協会主催の強化事業などで生じた私傷病により療養のため1ヵ月以上入院することが医師の診断により明らかとなった場合は、次のとおり見舞金を支給する。

私傷病見舞金 10,000 円

(死亡弔慰金)

第8条 正会員またはその家族が死亡した場合は、死亡弔慰金を支給する。

本人死亡のとき	10,000 円
配偶者死亡のとき	10,000 円
子、父母、祖父母又は実兄弟の死亡のとき	5,000 円

- 1. 祖父母と実兄弟については同居のみを対象とする。
- 2. 弔電を送る。

(災害見舞金)

第9条 正会員が火災・水害、地震等の災害にあったときは、次のとおり災害見舞金を支給する。

全焼・全壊・全流失	50,000 円
半焼・半壊・半流失	30,000 円
床上浸水等	10,000 円

(その他の慶弔見舞金)

第10条 前各条に定めの無いものでも、状況により支給が必要と考えられる場合は、理事会により協議し決定し、慶弔見舞金を支給することができる。

附則

本規程は、平成30年5月18日より施行する。